

令和8年8月4日

七ヶ浜町長 寺澤 薫 殿

七ヶ浜町特別職給料等審議会

会長 阿部 由二

答申

令和8年5月22日付け七総第26-109号にて貴職から諮問があった七ヶ浜町議会議員の議員報酬の改定について、下記のとおり答申します。

第一 結論

議会議員の議員報酬の額については、議員定数を現行の14人から12人に2名削減すること及び在勤地における費用弁償を廃止することを条件として、現行額からおおむね10パーセント増額することが適当である。

具体的な議員報酬の額は、次のとおりとすることが適当である。

議長	月額302,000円を月額333,000円とする。
副議長	月額249,000円を月額274,000円とする。
議員	月額235,000円を月額259,000円とする。

ただし、今回の議員報酬の増額は、議員定数の削減及び在勤地における費用弁償の廃止により生じる財源をもって行うことを前提とするものである。したがって、議員定数の削減又は在勤地における費用弁償の廃止が行われない場合には、本答申の前提を欠くものであり、議員報酬を増額することは適当ではない。

また、議員報酬の改定時期については、議員定数を12人とする条例改正の施行時期及び在勤地における費用弁償の廃止時期と整合を図られたい。

第二 理由

1 議員報酬額の考え方

地方議会議員における議員報酬は、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付であって、生活給である国会議員に支給される歳費や常勤の職員に支給される給料とは、その性質を異にするものです。

したがって、議員報酬の額は、政治活動を除いた議会活動及び議員活動の範

囲、内容、責任、拘束時間、町民からの負託の重さ等を踏まえつつ、町民が納得できる額として検討する必要があります。

一方で、議員報酬の財源は町民の税をはじめとする公費であり、単に議員活動の重要性のみをもって決定されるべきものではありません。人口及び面積の規模が同程度である自治体との均衡、町の財政状況、町民所得、物価上昇の状況、これまでの議員活動に対する町民の評価等について、客観的な資料に基づき総合的に勘案すべきです。

当町においては、今後も人口減少及び超高齢化社会の進展に伴い、税収の大幅な増加を見込むことは容易ではなく、町民生活に直結する行政需要は増加していくことが見込まれます。

今回の諮問は、議員定数を2名削減することにより生じる財源をもって議員報酬を増額するというものであり、令和5年の答申時における、費用弁償及び政務活動費の廃止により生じる財源をもって議員報酬を増額するという考え方と同様、議会費全体の中で財源を確保しようとする点に特徴があります。

当審議会では、以上の基本的視点に基づき、議員報酬の増額、議員定数の削減、在勤地における費用弁償の廃止及び議会費全体のあり方について審議しました。なお、具体的な数値及び比較内容については、審議会に提出された関係資料により確認したものです。

2 議員報酬額について

議会側からは、議員定数を2名削減し、その財源をもって議員報酬を月額5万円増額する旨の要望が示されました。

議員のなり手不足への対応、将来にわたる議会機能の維持、近年の物価上昇等を踏まえれば、一定程度の報酬見直しには合理性があるものと考えられます。

一方で、審議の過程では、町の財政状況、町民所得、近隣自治体との比較等を踏まえると、現行の議員報酬が著しく低額であるとは言い難いとの意見がありました。また、なり手不足は報酬額のみで解決できるものではなく、議員活動そのものの魅力や町民からの信頼が重要であるとの意見もありました。

当審議会としては、議員活動の責任、物価上昇、なり手不足への対応、近隣自治体との均衡、町民所得、町の財政状況、これまでの議員報酬改定の経緯、議会側から示された財源確保の考え方等について審議を行いました。

その結果、議会側から要望のあった月額5万円の増額は、町民理解及び町財政との均衡の観点から、現時点では増額幅として大きいものと判断しました。

一方で、議員定数を2名削減し、在勤地における費用弁償を廃止することを明確な条件とするのであれば、議会費全体の増加を抑制しつつ、議員一人当た

りの職責の増加、物価上昇、議会機能の維持、将来のなり手確保等に対応することが可能であると考えます。

以上を総合的に勘案し、当審議会としては、議員報酬の額について、現行額からおおむね10パーセント増額することが適当であるという結論に達しました。

3 議員定数の削減について

議員定数は、町民の代表を何人置くべきかという問題であり、議員報酬とは本来性質を異にするものです。

しかし、議員報酬の財源が公費である以上、限られた財源の中で住民自治をどのように具体化し、議会機能を維持していくのかという観点から、議員定数、議員報酬及び議会費全体を一体的に検討する必要があります。

審議の結果、議員定数を現行の14人から12人に2名削減することについては、議会費全体の抑制、議員報酬増額に対する町民理解の確保、将来の議会運営の効率化という観点から、一定の合理性があるものと考えます。

ただし、議員定数の削減は、単なる財源確保策又は経費削減策として行われるべきものではなく、住民代表機能、常任委員会の運営、議会審議の多様性、災害時の対応力等に配慮する必要があります。

4 在勤地における費用弁償の廃止について

現行制度においては、議員が在勤地における会議に出席した場合、その費用弁償として日額1,300円が支給されています。

費用弁償は、職務遂行に伴い必要となる費用を補填する趣旨の制度であり、その存在自体が直ちに不適當であるというものではありません。

しかし、今回、議員報酬を一定程度引き上げる以上、在勤地における費用弁償については、町民から見て制度の趣旨が分かりにくくなるおそれがあります。

当審議会としては、議員報酬をおおむね10パーセント増額する条件として、在勤地における費用弁償を廃止し、制度の簡素化及び透明性の向上を図ることが適当であると判断しました。

なお、町外への公務出張、研修その他職務遂行上必要となる旅費相当分については、在勤地における費用弁償とは性質を異にするため、職員の旅費制度との均衡及び議会活動の実態を踏まえ、条例改正の際に適切に整理してください。

第三 付帯意見

1 議会改革及び議員活動の充実について

今回の議員報酬の増額は、議員定数の削減及び在勤地における費用弁償の廃止を条件とするものであり、議会自らが身を削る改革を行い、議員一人ひとりがこれまで以上に重い職責を担うことを前提とするものです。

議員のなり手不足は、報酬の額のみで解決できるものではありません。議会においては、今回の報酬改定を単なる待遇改善として受け止めるのではなく、住民の代表であるという矜持を持ち、不退転の決意をもって議会改革及び議員活動の充実に取り組んで頂けるものと願っております。

2 町民への説明責任及び議会活動の見える化について

議員報酬の増額、議員定数の削減及び在勤地における費用弁償の廃止は、いずれも町民の関心が高い事項ですので、今回の見直しによる議会費全体への影響、報酬増額の理由、議員定数削減及び在勤地における費用弁償廃止の趣旨について、町民に分かりやすく説明すべきです。

また、議会報告会や住民との懇談の機会における参加者が少ないことについては、議会活動が町民に十分伝わっていないのではないかとの意見がありました。議会においては、開催方法、周知方法、意見交換のあり方等を不断に見直し、議員活動及び議会活動の成果を町民に分かりやすく示す取組を強化してください。

3 今後の検証について

今回の報酬改定は、今後長期間にわたり固定的に維持されるべきものではありません。

社会経済情勢、物価動向、町財政、町民所得、近隣自治体の状況、議員活動の実態、議会改革の進捗状況等を踏まえ、少なくとも4年ごとに議員報酬、費用弁償、議員定数及び議会費全体のあり方について検証することが望ましいと考えます。

なお、この点は議会議員に限るものではなく、七ヶ浜町全体の特別職の報酬等についても同様であり、町としておおむね4年ごとに見直す基準を設けることが望まれます。

第四 審議経過

第1回審議会 令和8年5月22日（金）

第2回審議会 令和8年6月18日（木）

第3回審議会 令和8年7月7日（火）

第4回審議会 令和8年7月27日（月）

第五 おわりに

今回の答申は、単に議員報酬の額を見直すものではなく、限られた財源の中で、今後の七ヶ浜町議会がどのように住民自治を担っていくのかを問うものでもあります。

議会議員は、町民から直接信託を受けた住民の代表であり、その職責は、町政の課題に向き合い、町民の声を町政に反映し、執行部を監視し、町の将来に責任を負うことにあります。

今回の見直しを契機として、議会自らが痛みを伴う改革に取り組み、議員一人ひとりがこれまで以上に重い職責を果たしていくならば、それは町民の信頼に応える姿勢を示すものとなります。

議会議員におかれましては、住民の代表であるという矜持を持ち、今回の答申の趣旨を重く受け止め、今後の当町の発展と住民福祉の向上に寄与するとともに、町民から信頼される議会活動をより一層推進されることを願います。

会長 阿部 由二

委員 赤間 勝

伊藤 喜久雄

岩本 松治

江口 龍市

後藤 謙一

斎藤 重俊

佐藤 徳康

鈴木 祥

前木 幸悦